

北労発基0912第1号の2
令和5年9月12日

関係団体各位

厚生労働省北海道労働局長



転倒災害防止対策の推進について

労働基準行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道での転倒災害は、休業4日以上之死傷災害の中で最も発生件数が多く、「STOP! 転倒災害プロジェクト」や「北海道冬季ゼロ災運動」を実施して災害を減少させるべく取り組んできたところです。

しかし、過去5年間にわたり増加傾向となっていることから、今後、下記により転倒の態様に対応した具体的な対策を促進していくこととしましたので、傘下の事業場への周知、指導方お願いいたします。

また、当局では、これに併せて別添1「STOP! 転倒災害プロジェクト実施要項（厚生労働省北海道労働局版）」を新たに策定し転倒災害に取り組むこととしましたので、皆様方におかれましては、この取組の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下会員に対し、当該実施要綱及び別添2のリーフレットの周知をお願い申し上げます。

記

- 1 転倒災害を発生させる環境要因の解消（ハード対策）
作業場・通路その他の労働者が立ち入る場所の照度を高く保つとともに、つまずきや滑り等それぞれに係る環境要因を解消する物理的対策（ハード対策）を実施すること。
- 2 労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策（ソフト対策）の促進
転倒災害の実態に鑑みれば、ハード対策のみではその防止対策として不十分であり、特に労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策（ソフト対策）として、以下の取組を促進すること。
 - ア 身体機能の低下への対応
転倒災害の原因として、特に障害物や凹凸のないところでつまずいて転倒し、受傷したとされるものや、足がもつれて転倒し、受傷したとされているものが多数を占めており、これらは労働者の身体機能の低下がその要因として大きいと考えられることから、

令和2年3月16日付け基安発0316第1号「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」に基づき、「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組を促進すること。

イ 骨粗鬆症対策

中高年齢の女性労働者においては、転倒による骨折のリスクが高くなっており、市町村によっては健康増進事業として、一定年齢の女性の住民を対象として骨粗鬆症検診を実施しているので、その受診を勧奨すること。

担当 北海道労働局労働基準部安全課
安全専門官 (電話 011-709-2311、内線 3553)

